

広島県告示第四百号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十七年六月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
打尾谷地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
広島市佐伯区	湯来町	多田	上打尾谷	二九七七番六	標柱一号、六号及び七号
				二九七七番七地先道路敷	標柱二号及び三号
				二九七四番二	標柱四号
				二九七七番一	標柱五号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

上瀬野大山地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を平成三年八月二十九日広島県告示第九百八十八号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱五号と六号を結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱四号及び五号は告示で指定した土地に存する標柱一号と二号を結んだ線上に存する。

郡市・区	町	字	地番	標柱番号
広島市安芸区	上瀬野町	木村	一一〇〇番一	標柱一号
		狐岩山	一〇一八一番一	標柱一号
			一〇一八〇番	標柱二号及び四号

木村	
一一〇〇番一	一〇九〇番
標柱六号	標柱五号